

債権差押命令申立書
(裁判所が電子的に作成した債務名義に基づく申立ての場合)

地方裁判所

御中

令和 年 月 日

債権者

印

電 話

F A X

当事者

請求債権

差押債権

} 別紙目録記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

①か②の
いずれかに
レを付
してくだ
さい。

①以下のうちレを付した書面の事件特定情報は、本申立書（申立書の記載が訂正された場合には、訂正後のもの）記載のとおりである。

債務名義（ 更正決定・処分あり）

執行文

②事件特定情報は、事件特定情報提供書面のとおりである。

第三債務者に対する陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

添 付 書 類

1 資格証明書

通

2

通

については、レを付したもの。

記載例・留意事項

債権差押命令申立書 (裁判所が電子的に作成した債務名義に基づく申立ての場合)

〇〇 地方裁判所

御中

令和〇年〇月〇日

債権者

執行太郎 印

電話 0000-11-2222

FAX 3333-44-5555

当事者

請求債権

差押債権

別紙目録記載のとおり

債権者は、債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に記載された請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。

(注) 次のア～エの場合には、②に☑を付し、事件特定情報提供書面を提出してください。

- ア. 複数の債務名義に基づく申立てである場合
- イ. 執行文、更正決定・処分が複数ある場合
- ウ. 執行文、更正決定・処分が債務名義と異なる裁判所により作成された場合
- エ. 督促手続オンラインシステムにより発付された仮執行宣言付電子支払督促に基づく申立てであって、督促異議が申し立てられた場合（異議取下げ又は異議却下があった場合は除く）

(注) 債務名義・執行文について☑を付してください。ただし、執行文の付与を要しない場合については、「執行文」に☑を付する必要はありません。

執行文の付与を要しない場合の例：

債務名義が仮執行宣言付電子支払督促や少額訴訟の判決であって、当事者がこれらに表示された当事者と同一である場合

①か②のいずれかに☑を付してください。

- ①以下のうち☑を付した書面の事件特定情報は、本申立書（申立書の記載が訂正された場合には、訂正後のもの）記載のとおりである。
 - 債務名義（ 更正決定・処分あり）
 - 執行文
- ②事件特定情報は、事件特定情報提供書面のとおりである。

☑ 第三債務者に対する陳述催告の申立て（民事執行法147条1項）をする。

添付書類

1 資格証明書

2 通

2

通

□については、レを付したものを。

（注）「陳述催告」とは、第三債務者に対し、差押債権の有無や内容について「陳述書」を提出するよう催告する手続です。

陳述書には、例えば、給料の差押えであれば「債務者を雇っているか、給料はいくらか」等を、預貯金の差押えであれば「債務者の口座はあるか、残高はいくらか」等を記載するようになっています。陳述書は、債権者と裁判所に送付されます。

なお、陳述催告書は、差押命令正本と同時に発送します。